

**地方財政措置が農業農村振興に与える影響等の分析**  
**Analysis for influence of the Support for Local Finance**  
**on the Agriculture and Rural Development**

堀畑 正純\*, 〇葭井 功治\*, 佐川 恵理子\*  
 HORIHATA Masazumi, YOSHII Koji, SAGAWA Eriko

### 1. はじめに

農業農村整備事業に係る地方財政措置は、平成3年度に都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準として「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（「ガイドライン」）が制定されて以降、農業農村を巡る状況や事業制度の改正等に応じて必要な見直しを図っており、農業農村整備関連施策の推進に大きな役割を果たしてきた。

このような中で、総務省から公表されている「基準財政需要額」と「地方財政状況調査結果」を比較し、相互関係を分析することを試みた。

### 2. 地方財政措置の概要

地方財政措置は、大別して、地方交付税（普通交付税、特別交付税）における措置と地方債における措置がある。普通交付税は、毎年度、全国の都道府県及び市町村について、「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算定し、その差額である財源不足分を基準として交付される。「基準財政需要額」は、一定の定められた行政項目ごとに次式により算定される。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

農業農村振興行政に係る基準財政需要額は、都道府県、市町村ともに、経常経費としては個別算定経費の「農業行政費」、投資的経費としては「包括算定経費」として算定されている。今回の試行的分析では経常経費である「農業行政費」を対象とする。

「農業行政費」は農家数を測定単位の数値として算定される。単位費用は、標準団体での行政経費積算額から国庫支出金等特定財源を控除した「一般財源」を標準団体の農家数で除して算定される。例えば、市町村分では、行政経費として、給与費、土地改良施設維持管理関係などの需用費等、土地改良施設操作点検・清掃・指導・管理関係などの委託料、土地改良施設維持修繕費などの工事請負費、多面的機能支払交付金などの負担金、補助金及び交付金を積算して算定されている。

### 3. 地方財政状況調査の概要

総務省が実施する地方財政状況調査は、都道府県や市町村などの各地方公共団体の決算に関する統計調査であり、予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかを見るための基礎となるもので、団体によって会計の範囲が異なるため、統一的な会計区分を定め、団体間で比較できるようにされている。毎年度、地方財政状況調査の結果を取りまとめ、様々な統計資料として公表されるとともに、「地方財政白書」として国会に報告されており、これらは地方公共団体の歳入・歳出の分析や財政の健全性の判断において重要な役割を果たしている。

前項の「農業行政費」は、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な経費のうち一般財源をもって賄うべき額を一定の方法によって合理的に算定した額であるとされていることに鑑み、地方財政状況調査のうち「農林水産業費」の「歳出内訳及び財源内訳」のうち「投資的経費充当以外の一般財源」に着目した。

### 4. 分析の方法

基準財政需要額については、総務省ホームページの地方財政制度の地方交付税に掲載されている令和2年度の都道府県および市町村のデータから「農業行政費」と「個別算定経費と包括算定経費の総計（基準財政需要額総計）」を抽出した。

地方財政状況調査の「投資的経費充当以外の一般財源」については、総務省ホームページ

\* 一般財団法人 日本水土総合研究所 The Japanese Institute of Irrigation and Drainage  
 キーワード：農業農村振興，地方財政措置，農業行政費，地方財政状況調査，一般財源

の「地方財政状況調査関係資料」の「地方財政状況調査個別データ（都道府県／市町村）」から e-Stat に移行し、令和 3 年度（令和 2 年度決算）の都道府県分であれば表番号 09「歳出内訳及び財源内訳（その 3）」、市町村分であれば表番号 9「歳出内訳及び財源内訳（その 3）\_1」と「歳出内訳及び財源内訳（その 3）\_2」から、「農林水産業費」のうち「農業費」と「畜産業費」と「農地費」に該当する「投資的経費充当以外の一般財源」のデータ（農業一般財源）を抽出した。さらに、同様に投資的経費充当分を含めた地方自治体ごとの一般財源の総計のデータ（一般財源総計）を抽出した。

抽出したデータを都道府県と市町村ごとに突合整理し、基準財政需要額と決算ベースでの一般財源の比較検討を行った。

## 5. 分析結果

自治体ごとに基準財政需要額総計に対する一般財源総計の割合（自治体総計ベース）を横軸にとり、農業行政費に対する農業一般財源の割合（農業ベース）を縦軸とり、図-1 には都道府県分、図-2 に市町村分を示している。

図-1 をみると、自治体総計ベースでは平均が 1.51 となり、割合は 1.22 から 3.04 に分布している。農業ベースでは平均が 1.31 となり、割合は 0.81 から 1.98 に分布している。

一方、図-2 をみると、自治体総計ベースでは平均が 1.65 となり、割合は 1.06 から 6.51 に分布している。農業ベースでは平均が 2.06 となり、割合は 0.00 から 27.63 に分布している。

「2. 地方財政措置の概要」で記載したように、基準財政需要額の算定基礎は標準団体での一般財源であるので、地方財政状況調査で得られた一般財源の額と比較することにより、総務省が行政事務に要すると算定した一般財源の額に対して、自治体が行政事務を行う必要があると判断して投じた一般財源の額がどれ程多いか、あるいは少ないか評価できるのではないかと仮定した。

図-1 では、飛び離れた自治体を除くと自治体総計ベースでは、割合が 1.22 から 1.66 の幅に収まっており、農業行政費のばらつきが他の行政経費によってある程度ならされている傾向がみられる。

一方、図-2 では、農業ベースのばらつきが大きく、総務省が想定しているよりも遥かに大きな行政コストをかけている自治体が少なくないことを表している。

## 6. さいごに

はじめての試みとして、総務省が公表している公信性が高い地方財政状況調査で取りまとめられた地方自治体の決算ベースでの一般財源と、総務省が算定した基準財政需要額との比較分析を行い、一定の仮定の下に試算分析すると、特に市町村では総務省が想定している以上の行政コストをかけて行政の最前線で業務を行っている姿が浮かび上がってきた。

現在、食料・農業・農村基本法の検証が行われている。特に、生産者の減少・高齢化、気候変動などの課題、食料安全保障上のリスクの高まりなどに対し、生産基盤である農地や農業用水の適正な保全や土地改良施設の維持管理の重要性はますます向上していくと考えている。

本発表を契機として、地方財政措置への関心が高まるとともに、地方財政措置がより現場実態を反映したものとなっていくことを期待する。

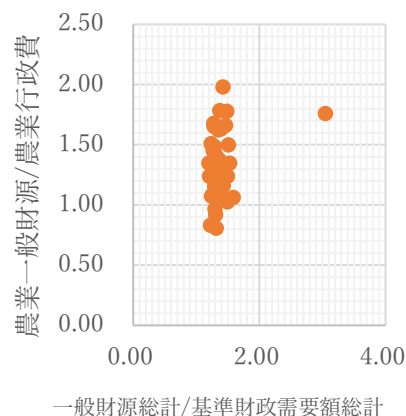


図-1 都道府県データ

Fig-1. Data of prefectures

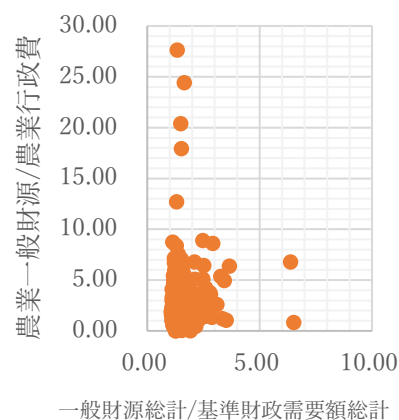


図-2 市町村データ

Fig-2. Data of municipalities